

役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ハローズ財団（以下、「この法人」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）、第27条（役員に対する報酬等）及び第35条（選考委員会）の規定に基づき、この法人の評議員、役員及び選考委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 選考委員とは、定款第35条に基づき置かれる者をいう。
- (4) この規程において、(1)～(3)までの者を「役員等」という。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13条で定める報酬、商御その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、理事会、評議員会、又は奨学生交流会への出席の対価として、報酬等は支給せず、無報酬とする。

- 2 監事が行う監査業務及びこれに準ずる業務に対する報酬等は支給せず、無報酬とする。
- 3 本法人の選考委員には、職務の執行として選考委員会へ出席した場合には、報酬等は支給せず、無報酬とする。

(退職慰労金)

第4条 役員等には、退職慰労金を支給しない。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、旅費規程に基づきその実費相当額を支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めのない事項、及び、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月18日評議員会決議)